

保育所保育指針に対する提言（概要）

平成 28 年 2 月 16 日

日本保育保健協議会

1. 保育指針の改定について

- 1) 3 歳未満児の健康管理、感染症や安全対策に関しては特段の配慮が必要である。
- 2) 乳児はからだのあらゆる器官が未熟で未完成である。とくに免疫機能が未熟で、個人差が大きいので異年齢の子どもたちとの合同保育は避けるべきである。乳児（0 歳）に対しての環境を整えることが必要である。
- 3) 保育所における健康・衛生・保健に関する需要が増大し、内容は多様で、その質が問われている。その中心となる看護職の配置と拠点である保健室の充実が望まれる。さらに園医と密接な連携をとり保育の目標を共有することが、質の高いサービスに繋がる。
- 4) 「3 歳未満児」について、その時期の発達特性を踏まえた内容の充実を図ることが望ましい。

2. 乳児（0～1 歳）保育に関して

- 1) 1 歳までは、母親と父親が協力して家庭での育児ができる環境を整えることが必要である。
- 2) 乳児期はすべてが未熟、未発達なので、個別の対応が必要。
- 3) 乳児保育に当たっては、乳児保育室（集団保育と分離できる）で行い、保育時間は現状よりも短縮すべきであろう。
- 4) 保育士を増員し、乳児との個別的で応答的な関わりを実現できるように改善することが望ましい。

3. 保健、医療に関して

- 1) 看護職は、乳児保育や体調不良児保育の有無でなく、最低 1 園 1 人の常勤専任配置体制の確立。
- 2) 保健室を独立して設置。
- 3) 保育所職員の健康管理（メンタルヘルスを含めた）の充実。
- 4) 園医の質の確保とそれに見合った手当を。

4. 保育時間に関して

- 1) 保育園における保育時間は、現状より短縮していく方向が望ましい。

- 2) いわゆる病後児保育、体調不良児保育は、極力保育時間の短縮化に向けて環境整備を整えるべきである。

5. 保育の人数

- 1) 1人の保育士が担当できる児の数は、8人を超えない範囲で。
- 2) 1人の保育士が担当できる児の数は、乳児期は1人、1歳児3人、2歳児4人、3歳児5人、4歳児6人、5歳児8人程度である。

6. 全般的なこと

- 1) 専門職が行う保育と、家庭で行う保育の違いをはっきり明確に示してほしい。
- 2) 全体的に最低基準の見直しが必要。障がい児、気になる児、支援家庭の増加と保育士の仕事量が増大しているので、保育士の人員増、または事務員の配置が必要。
- 3) 男性・父親の育児参加の推進。
- 4) 「養護・健康及び安全」に関する記載の整理と内容充実を。
- 5) 「保護者支援（虐待防止を含む）」の内容充実を。
- 6) 誰もが読んでわかりやすいように、そのままでも指導計画案などに用いやすい表現や文言などで記載して欲しい。

7. その他

文言の追加・明記箇所